

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>（３）健診機関・保健指導機関コードの設定</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険者が被保険者の健診データを管理するためには、健診機関ごとのデータを一括で管理することになる。特に、被保険者の医療保険者間異動があった場合、医療保険者毎に異なった健診機関、保健指導機関のコードを設定しては、十分な分析と評価が出来ない恐れがある。 ○ 糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を確実に減らすためには、事業の評価を行うため、健診機関、保健指導機関毎のデータ比較が可能となるよう、健診機関、保健指導機関コードの設定が必要と考えられる。 ○ なお、医療機関の場合は、既にある保険医療機関コードを活用することが考えられるが、二重に発番がなされていないことを確認する必要がある。 <p>2) 具体的なコードの設定</p> <p>都道府県や国が健診機関コード、保健指導機関コードを設定することは事務的に困難と考えられるため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健診機関が医療機関の場合は、保険医療機関番号を代用し、保険医療機関として登録がなされていない健診機関や保健指導機関については、例えば、既存の電話番号を利用することで対応する ② 第三者機関が別途、新たに発行する方法が可能かどうか検討を行う。 <p>○具体的な健診機関コードの設定手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関である場合、既存の保険医療機関コードを活用して、「都道府県番号（2桁）+000(3桁)+固有番号（7桁）+登録年（2桁）+種別番号（1桁、医科なら1）の計15桁」とする。 ※ 二重発番の可能性もあるため、制度開始時（2008（平成20）年4月1日）に存在する保険医療機関は、固有番号の後ろに08（2桁）、2008（平成20）年度以降新たに登録された保険医療機関については、発番された年の西暦下2桁を置く。 ・ 保険医療機関としてのコードを有さない機関については、000(3桁)+固有番号（7桁）の部分、機関の所有する既存の番号（電話番号の下10桁[※]）に置き換え、コードとする。 ※ 以後、電話番号が変更されても最初に登録した電話番号を使い続けることが必要と考える。 ・ 保健指導のみ実施する機関については、1桁の新たな種別番号を設定する必要がある。 <p>○健診機関コード情報の収集・台帳の整理</p> <p><u>都道府県毎の保険者協議会等において、上記の手順に従ったコード設定を行い、健診機関コード情報を収集・整理していくこととする。</u></p>	<p>（３）健診機関・保健指導機関コードの設定</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険者が被保険者の健診データを管理するためには、健診機関ごとのデータを一括で管理することになる。特に、被保険者の医療保険者間異動があった場合、医療保険者毎に異なった健診機関、保健指導機関のコードを設定しては、十分な分析と評価が出来ない恐れがある。 ○ 糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を確実に減らすためには、事業の評価を行うため、健診機関、保健指導機関毎のデータ比較が可能となるよう、健診機関、保健指導機関コードの設定が必要と考えられる。 ○ なお、医療機関の場合は、既にある保険医療機関コードを活用することが考えられるが、二重に発番がなされていないことを確認する必要がある。 <p>2) 具体的なコードの設定</p> <p>都道府県や国が健診機関コード、保健指導機関コードを設定することは事務的に困難と考えられるため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健診機関が医療機関の場合は、保険医療機関番号を代用し、保険医療機関として登録がなされていない健診機関や保健指導機関については、例えば、既存の電話番号を利用することで対応する ② 第三者機関が別途、新たに発行する方法が可能かどうか検討を行う。 <p>○具体的な健診機関コードの設定手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関である場合、既存の保険医療機関コードを活用して、「都道府県番号（2桁）+000(3桁)+固有番号（7桁）+登録年（2桁）+種別番号（1桁、医科なら1）の計15桁」とする。 ※ 二重発番の可能性もあるため、制度開始時（2008（平成20）年4月1日）に存在する保険医療機関は、固有番号の後ろに08（2桁）、2008（平成20）年度以降新たに登録された保険医療機関については、発番された年の西暦下2桁を置く。 ・ 保険医療機関としてのコードを有さない機関については、000(3桁)+固有番号（7桁）の部分、機関の所有する既存の番号（電話番号の下10桁[※]）に置き換え、コードとする。 ※ 以後、電話番号が変更されても最初に登録した電話番号を使い続けることが必要と考える。 ・ 保健指導のみ実施する機関については、1桁の新たな種別番号を設定する必要がある。 <p>○健診機関コード情報の収集・台帳の整理</p> <p><u>支払基金、国保連合会等の特定健診・保健指導の支払いを代行する機関において、上記の手順に従ったコード設定を行い、健診機関コード情報を一元的に収集・整理すると共に関係者間で共有していくことが考えられる。</u></p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>（４）生涯を通じた健診情報のデータ管理を行う場合の留意点</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険者、被保険者・被扶養者が生涯を通じて健康情報を活用できるユニークコード（「健診データ登録番号」）の設定は、個人情報の保護に十分配慮して行う必要がある。 ○ 健診データのやりとりは複数の経路で複雑に行われ、継続的にデータを蓄積していくこととなり、同一人物のものであるかどうかを確認して行く必要があることから、一意性を保つことができる整理番号の設定やデータの互換性が必要である。 <p>＜健診データのやりとり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康診査実施機関・保健指導実施機関→医療保険者〔法第 28 条〕 ② （被扶養者の健診を行った）医療保険者→（被扶養者の所属する）医療保険者〔法第 26 条〕 ③ （異動元の）医療保険者→（異動先の）医療保険者〔法第 27 条〕 ④ 労働安全衛生法に基づく健診を行った事業者 →（当該労働者の所属する）医療保険者〔法第 27 条〕 <p>※〔 〕内の法とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」。 （なお、⑤医療保険者→国、都道府県等については、第 4 編第 3 章を参照。）</p> <p>2) 健診データ登録番号の設定手順</p> <p>医療保険者は、被保険者・被扶養者ごとに健診データを整理するため、一定のルールに基づき、一意性を保つことができる登録番号の設定を以下の手順で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の保険者番号（法別番号と都道府県番号を含んだ 8 桁の数字）と一意性のある個人の固有番号（例：現在被保険者・被扶養者が使用している被保険者番号、職員番号、健診整理番号など）を併せて健診データ登録番号とする。 ○ 固有番号は、一度個人に発行した後は、その同じ番号を別の個人に再発行しないことが必要である。例えば、被保険者番号の場合は発行年度の西暦の下 2 桁を追加することで一意性を保つことができると考えられる。 ○ 被保険者番号では個人毎の番号でない場合もあるため、枝番号を追加することで対応することが考えられる。 ○ 医療保険者間を異動した場合は、前に所属していた医療保険者で使用していた健診データ登録番号（例：平成 20 年 4 月 1 日現在に所属していた医療保険者で交付された番号）が健診データとともに持ち運ばれることで、異動後の医療保険者は被保険者の健診データを管理することが可能となる。 ○ また、被保険者の希望により異動したところで全く新しい番号を発行してもらうことも可能となると考えられる。 	<p>（４）生涯を通じた健診情報のデータ管理を行う場合の留意点</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>医療保険者は、被保険者・被扶養者ごとに健診データを整理するため、一意性を保つことができる個人の固有番号を利用することが考えられる。なお、この場合は、個人情報の保護に十分配慮して行う必要がある。</u> <p>2) 個人の固有番号等を利用する場合の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の保険者番号（法別番号と都道府県番号を含んだ 8 桁の数字）と一意性のある個人の固有番号（例：現在被保険者・被扶養者が使用している被保険者の記号・番号、職員番号、健診整理番号など）を用いる。 ○ 固有番号は、一度個人に発行した後は、その同じ番号を別の個人に再発行しないことが必要である。例えば、被保険者番号の場合は発行年度の西暦の下 2 桁を追加することで一意性を保つことができると考えられる。 ○ <u>被保険者証の記号・番号が個人毎の番号となっていない場合もあるため、生年月日やカタカナ名等、他の項目と組み合わせる個人を識別するか、枝番号を追加することで対応することが考えられる。</u> ○ <u>医療保険者間を異動した場合は、前に所属していた医療保険者において、健診データ管理に用いられて記号・番号を、異動した医療保険者において新しい被保険者番号等を発行し、差し替えることで、異動後の医療保険者は被保険者の健診データを管理することが可能となる。</u>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>（５）特定健診における健診結果の保存年限</p> <p>１）基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 蓄積された健診データを使用することにより効果的・効率的な健診・保健指導を実施することが可能となると考える。また、生涯を通じた自己の健康管理の観点からも継続的な健診データが必要である。 ○ このため、原則として、医療保険者は被保険者の生涯（４０歳から７４歳）を通じてデータを保存し参照できるようにする。 <p>２）具体的な保存年限</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ４０歳から７４歳までの被保険者・被扶養者が加入者となっている限りは当該医療保険者が保存 ② 医療保険者の被保険者でなくなった時以降は、次の医療保険者に引き継がれるまでか、空白期間ができるだけ生じないよう、例えば１年程度の一定期間が経過するまで保存 ③ 原則、４０歳以降の全データを次の医療保険者へ引き継ぐ等の考え方を原則として、関係機関（医療保険者団体等）と調整の上、具体的な保存年限を設定していく。 <p>〔参考〕他制度における保存年限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法（老健事業） <ul style="list-style-type: none"> 基本健康診査 特段の規定なし がん検診 ３年間（通知） ・労働安全衛生法（事業者健診） <ul style="list-style-type: none"> 一般定期健康診断 ５年間（規則） 特殊健診 ５年、７年（じん肺）、３０年（放射線、石綿、特定化学物質の一部） ※じん肺 ５年→７年（S53） 理由：少なくとも前２回分の記録（３年以内毎の健診）が必要であるから。 ・政管健保 生活習慣病予防検診 ５年を目途 ・診療録（カルテ） ５年間（医師法第２４条） ・レセプト（診療報酬明細書等） ５年間（政府管掌健康保険、国民健康保険） （健康保険組合は、組合毎に適当な保存期間を設定できる） <p>例：兵庫県尼崎市役所においては、職員の健診記録は原則として、在籍している限り保存することとなっている。この長期保存データを遡って見た場合、心筋梗塞等の重症化した者は、１０年以上前から肥満があり、中性脂肪も併せて高いことなどが確認され、早期の段階で介入すれば予防することができたのではないかという評価が可能となり、さらに、今後同様の状況にある者に対して、優先的に介入するなどの戦略を立てることができる。</p>	<p>５）特定健診における健診結果の保存年限の考え方</p> <p>１）基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険者は、蓄積された健診データを使用することにより効果的・効率的な健診・保健指導を実施することが可能となると考える。また、被保険者・被扶養者は、生涯を通じた自己の健康管理の観点から、継続的な健診データが必要である。 ○ このため、<u>医療保険者や被保険者・被扶養者は、できる限り長期間、健診データを保存し参照できるようにすることが望ましい。</u> <p>２）具体的な保存年限</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ４０歳から７４歳までの被保険者・被扶養者が加入者となっている限りは当該医療保険者が保存<u>することが望ましい。</u> ② 医療保険者の被保険者でなくなった時以降は、次の医療保険者に引き継がれるまでか、空白期間ができるだけ生じないよう、例えば１年程度の一定期間が経過するまで保存<u>する必要がある。</u> ③ <u>被保険者が希望する場合には、４０歳以降の全データを次の医療保険者へ引き継ぐ必要がある。</u> ④ <u>他法令の健康診断結果等の保存年限等を参考とした上で、関係機関（医療保険者団体等）の意見を踏まえ、具体的な保存年限を設定していく必要がある。</u> <p>〔参考〕他制度における保存年限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法（老健事業） <ul style="list-style-type: none"> 基本健康診査 特段の規定なし がん検診 ３年間（通知） ・労働安全衛生法（事業者健診） <ul style="list-style-type: none"> 一般定期健康診断 ５年間（規則） 特殊健診 ５年、７年（じん肺）、３０年（放射線、特定化学物質の一部）、<u>４０年（石綿）</u> ※じん肺 ５年→７年（S53） 理由：少なくとも前２回分の記録（３年以内毎の健診）が必要であるから。 ・政管健保 生活習慣病予防検診 ５年を目途 ・診療録（カルテ） ５年間（医師法第２４条） ・レセプト（診療報酬明細書等） ５年間（政府管掌健康保険、国民健康保険） （健康保険組合は、組合毎に適当な保存期間を設定できる） <p>例：兵庫県尼崎市役所においては、職員の健診記録は原則として、在籍している限り保存することとなっている。この長期保存データを遡って見た場合、心筋梗塞等の重症化した者は、１０年以上前から肥満があり、中性脂肪も併せて高いことなどが確認され、早期の段階で介入すれば予防することができたのではないかという評価が可能となり、さらに、今後同様の状況にある者に対して、優先的に介入するなどの戦略を立てることができる。</p>

第6章 健診の実施に関するアウトソーシング

(1) 基本的考え方

- アウトソーシングを推進することにより、利用者の利便性に配慮した健診（例えば、土日・祝日に行くなど）を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が可能となり、健診の受診率の向上が図られる。一方で、精度管理が適切に行われないなど健診の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないよう委託先における健診の質を確保することが不可欠である。
- 医療保険者が事業者¹へ健診の実施を委託する場合には、委託基準を作成し、本プログラムに定める内容の健診が適切に実施される事業者を選定する必要がある。なお、健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行う。
- 委託先の事業者は、健診の実施機関ごとに測定値及びその判定等が異なるよう、健診の精度管理を適切に行う必要がある。
- 医療保険者は、委託契約期間中には、健診が適切に実施されているかについてモニタリングを行うことが重要である。
- 個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱わなければならない。特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）等において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つとされていることから、委託先の事業者は個人情報を適切に取り扱わなければならない。なお、健診結果等の情報を取り扱う業務のみを委託する場合にも、委託先の事業者は次ページ（2）④に定める健診結果等の情報の取扱いに関する基準を遵守することが求められる。
- 医療保険者が基準を満たしている委託先を選定しやすいようにするため、保険者協議会等においてホームページを作成し、事業者の申告に基づき、事業者の各種情報を掲載するなどの方策を検討する必要がある。
- なお、巡回型・移動型で健診を行う場合も、委託先の事業者の施設で行う基準と同じとする必要がある。

※ 医療保険者自らが実施する場合も本基準と同じ基準を満たす必要があるかについては、今後、更に検討が必要。

¹ 医療保険者から健診業務の委託を受けて健診を実施する事業者をいう。

第6章 健診の実施に関するアウトソーシング

(1) 基本的考え方

- アウトソーシングを推進することにより、利用者の利便性に配慮した健診（例えば、土日・祝日に行くなど）を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が可能となり、健診の受診率の向上が図られる。一方で、精度管理が適切に行われないなど健診の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないよう委託先における健診の質を確保することが不可欠である。
- 健診機関は、敷地内禁煙にするなど、健康増進に関する取組みを積極的に行う必要がある。
- 医療保険者が事業者¹へ健診の実施を委託する場合には、委託基準を作成し、本プログラムに定める内容の健診が適切に実施される事業者を選定する必要がある。なお、健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行う。
- 委託先の事業者は、健診の実施機関ごとに測定値及びその判定等が異なるよう、健診の精度管理を適切に行う必要がある。
- 医療保険者は、委託契約期間中には、健診が適切に実施されているかについてモニタリングを行うことが重要である。
- 個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱わなければならない。特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）等において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つとされていることから、委託先の事業者は個人情報を適切に取り扱わなければならない。なお、健診結果等の情報を取り扱う業務のみを委託する場合にも、委託先の事業者は次ページ（2）④に定める健診結果等の情報の取扱いに関する基準を遵守することが求められる。
- 医療保険者が基準を満たしている委託先を選定しやすいようにするため、保険者協議会等においてホームページを作成し、事業者の申告に基づき、事業者の各種情報を掲載するなどの方策を検討する必要がある。
- なお、巡回型・移動型で健診を行う場合も、委託先の事業者の施設で行う基準と同じとする必要がある。

※ 医療保険者自らが実施する場合も本基準と同じ基準を満たす必要がある。

¹ 医療保険者から健診業務の委託を受けて健診を実施する事業者をいう。